

# 日本語補習授業校の教育

- 国語教科書を使う学習とそのための条件 -

シンガポール日本語補習授業校  
校長 森 宏 介

はじめに

日本で暮らしている子供たち、言い換えると日本語環境にどっぷりと浸っている子供たちは、日本語を学ぶうえで特別な努力を必要としません。幼少期は、両親との会話を通して、その後は、両親以外の大人や同年齢また、年齢の異なる子供同士のコミュニケーションを通して、学齢期になると、学校で日本語を用いて学習することを通して、自然に日本語を身につけていきます。外国で暮らす子供たちの場合はどうでしょうか。両親が日本人で、家庭ではあたりまえのように日本語が飛び交い、幼稚園でも原則日本語、そのうえ、幼少期から学齢期までの友達の多くは日本人で、小学校1年生から日本人学校に通い、日本語での学びを専らとする子供たちの場合は、さほど心配する必要はないでしょう。しかし、現地校や国際校で学ぶ子供が日本語を身につけようとするれば、程度の差こそあれ、特別な努力や補習を必要とします。

シンガポールには、日本語を含む英語以外の言語を指導する国際校もありますので、そこで日本語を学ぶこともできます。また、学習塾に通ったり家庭教師から日本語の補習を受けたりすることで日本語力を維持向上させることも可能です。もちろん、日本語学習の基盤はそれぞれの家庭ですから、日本から通信教育教材等を取り寄せ、ご家庭で日本語を学習するという選択をすることもできます。このような多くの選択肢が存在するなか、1000名程と推計されるシンガポールの現地校または国際校で学ぶ義務教育年齢の日本人子女の約3割の方々に日本語補習授業校を選んでいただいています。それは、どのような理由によるのでしょうか。

私は、日本語補習授業校をお選びいただいている理由が大きく2つあると考えています。ひとつは、学習指導要領に準拠した学習を行っていること、平たく言えば、日本の教科書を使っていることです。帰国を前提としたお子さんの場合、日本の同年齢の子供と同等な日本語力を維持することが必要です。そのためには、日本の子供と同じカリキュラムで学習を進めることが最適の方法であると言えるでしょう。加えて、日本の教科書に即した副教材等で到達度を測れば、日本の子供のそれと容易に比較できます。ふたつに、日本語を学ぼうとする同じ志をもつ子供と共に学ぶことができることがあげられます。平日は日本語以外の言語で、土曜日は日本語で学習を行うことは、かなり骨の折れることです。そのようななか、同じ志をもつ友達の存在は貴重です。

日本語補習授業校は、比較的多くの方に支持されてき

た結果、10年前と比べ児童生徒数が3倍になるなど発展を続けてきました。このように書きますと、補習校は、教育内容が充実した学校であり、補習校に通えば、日本と同程度の学力が身につくとお考えになる方もいらっしゃるでしょう。しかし、現実はそのではありません。多くの子供は、順調に日本語力を伸ばしていますが、残念ながらそうとは言えない例も見受けられるのです。

今回、南十字星編集部のご厚意で、補習校における学習内容の紹介及び補習校で学ぶにあたっての心構え等を2回に分けて紹介させていただくことになりました。第1回の本稿では、学習指導要領に準じた学習内容とそれを可能にするための要素についてのお話しします。今後、補習校とともにお子さんの日本語教育を充実させていきたいとお考えの方のご参考になれば幸いです。

## 補習授業校の限界

日本の初等中等教育は、文部科学省が定めたガイドラインである学習指導要領に沿って学習内容が構成されています。これは、公立学校はもちろん、私立学校においても例外ではありません。また、教科書も学習指導要領に準拠した内容になっています。それでは、この学習指導要領は、どのような子供を対象に組まれたガイドラインなのでしょうか。

答えは簡単です。学習指導要領は、1年365日、それも24時間、日本語環境にひたっている子供を前提にしたガイドラインです。それらの子供は、国語だけではなく、算数や理科、社会、音楽や図工、体育、家庭科等の教科を日本語で学んでいます。別の言い方をすれば、学習指導要領は、国語で身につけた基礎力を社会科のレポートづくりに生かしたり、理科や算数で語彙を増やし、国語の力として蓄えたりしながら、総合的に日本語力を伸ばしていくという学習環境のなかで学んでいる子供を対象としているのです。決して外国で、しかも現地校や国際校で学ぶ子供のためのものではありません。

この1点だけでも、現地校や国際校に通いながら、日本のガイドラインにしたがって日本語を学ぶことが難しいということが出来るのですが、それに輪をかけて補習校での学習を難しくしているのが、確保できる授業時間数の少なさです。

資料1に示しましたように、現行の学習指導要領における小学2年生の国語科配当時数は、年間280時間、(1週あたり8時間)です。

資料1 国語科指導時数の比較(小学2年生)

	現行の指導要領		改訂後の指導要領	
	総時数	時間数/週	総時数	時間数/週
学習指導要領が定める標準時数	280	8	315	9
日本語補習校における授業時数	96	2.7	96	2.7
授業時数/標準時数(%)		34.3%		30.5%

補習校が確保できる授業時数は、最大96時間ですので、補習校の児童は、日本の子供の3分の1の時間で同等の学習内容をこなしていることとなります。今年3月に告示された新学習指導要領における標準時数は315時間(1週あたり9時間)です。したがって、将来的にその差はますます大きくなります。

日本語環境に浸り、しかも、補習校の3倍もの授業を受けている日本に住む子供であっても、小学校3年生位になると言葉や漢字につまずくことは珍しくありません。学習指導要領に示されている内容は、国内の子供にとっても決して楽なハードルではないのです。

これまでの説明で学びの言語が日本語ではない子供が補習校で日本の子供と同等な内容を身につけることの難しさをご理解いただけましたでしょうか。何かの形で効果的に不足分を補えば望みはありますが、補習校がどんなに頑張っても土曜日半日しか授業ができないのですからどうしようもありません。週2.7時間、年間96時間、これが補習校の限界なのです。そこで補習校では、それぞれのご家庭で不足分を補っていただくようお願いしています。不足分は3分の2にもなるのですから、むしろ日本語学習の主体は、それぞれのご家庭であり、補習校は、家庭学習の不足分を補うところであると考えたほうが合理的なのかも知れません。

私は、海外でしかも、現地校や国際校と補習校という組み合わせで、日本の教科書を使った国語学習を行うことを決断した保護者には、この事実を深刻に受け止めていただきたいと思います。そして、学校は、土曜日の午後、しっかりとした教育を行い、家庭は、その基盤となる日本語環境を整えるとともに、宿題等の支援に心を砕く。そのような連携を通してこそ、日本と同等、あるいはそれ以上の結果を導き出すことができると考えるのです。

### 補習授業校が入学条件を設定する理由

補習校では、国語科に入学する場合、「家庭で使用する言語は日本語である」という最低条件を定めています。前段の記述をお読みいただいた皆様には、その理由を説明する必要もないと思いますが、家庭で外国語を常用している子供が学習指導要領に沿った学習を行うことそれ自体に無理があるからにほかなりません。

資料2は、一昨年実施したある学年の標準学力検査の結果と言語環境の関係を表にしたものです。上位3分の1の児童の言語環境は日本語です。外国語を併用する子供がいることも注目に値します。結果、言語環境が日本語のみであることが必要とまでは言えないようです。

資料2 標準学力検査結果と家庭で使用する言語

上位群			中位群			下位群		
No	平均得点	言語環境	No	平均得点	言語環境	No	平均得点	言語環境
1	93.4	日本語	18	81	日本語+外国語	35	65	日本語+外国語
2	×××	日本語	19	×××	日本語+外国語	36	×××	外国語+日本語
3	×××	日本語+外国語	20	×××	日本語	37	×××	日本語+外国語
4	×××	日本語	21	×××	日本語	38	×××	外国語+日本語
5	×××	日本語+外国語	22	×××	日本語	39	×××	外国語+日本語
6	×××	日本語	23	×××	日本語	40	×××	外国語+日本語
7	×××	日本語+外国語	24	×××	日本語	41	×××	日本語+外国語
8	×××	日本語+外国語	25	×××	日本語	42	×××	外国語+日本語
9	×××	日本語	26	×××	日本語	43	×××	日本語+外国語
10	×××	日本語	27	×××	外国語+日本語	44	×××	外国語
11	×××	日本語	28	×××	日本語	45	×××	外国語
12	×××	日本語	29	×××	日本語+外国語	46	×××	外国語
13	×××	日本語	30	×××	日本語+外国語	47	×××	外国語
14	×××	日本語	31	×××	日本語	48	×××	外国語
15	×××	日本語	32	×××	外国語+日本語	49	18.6	外国語
16	×××	日本語+外国語	33	×××	外国語+日本語			
17	82.4	日本語	34	65.2	日本語			

それに対して、下位10%の子供の家庭内使用言語は例外なく外国語です。彼らを含め下位群の子供たちの到達度は、遠く日本の子供に及びません。「家庭では日本語」このあたりまえの約束事が守られなくなり、子供の言語環境が他言語中心になった場合、そして、学年が進み、学習内容が難しくなった時、子供たちは、日本語学習に対する意欲を急速に失います。

また、補習校では、国語科に入学を希望するすべての児童生徒に面接考査を課しています。小学部新1年生の場合は、教師の質問に答えてもらったりする簡単なものですが、途中入学のお子さんについては、補習校で毎年実施しているものと同じ標準学力検査を実施し、その結果しだいでは入学をお断りしています。

私は、これまでの間、「補習授業校は、日本語が十分でない子供に日本語を教える学校ではないのか」という疑問の声や「日本語力が十分でないからこそ、補習校で学習させて欲しいのだ」という願いに満ちた声を頂戴いたしました。そのような方々の思いや願いは痛いほどよくわかります。しかし、「わかりました」「日本語力は不十分ですがお預かりしましょう」と言えるほど、事は簡単ではありません。日本の教科書を使用し国語学習を行う上での素地が十分でない子供たちは、学習の最初からつまづき、「がんばるぞ」と思っていたのも束の間、半年もしないうちに、学習意欲を失い、結果として、日本語を身につけることができないことが目に見えているからです。



シンガポール日本語補習授業校の授業風景

## 補習授業校が求める日本語の素地

補習校では、国語科新1年生に入学を希望する児童に対しては、日常会話に不自由しない日本語の会話力及び日本の幼稚園年長程度の認知力を求めています。しかしシンガポールで生まれ育った子供たちのなかには、認知力はともかく、日本語の会話力が不十分な子供がいます。補習校として、日本から来たばかりの子供や日本人幼稚園で教育を受けた子供と同等な日本語力がなければ入学を許可しないというわけではありません。日本語力に不安がある子供たちであっても極力受け入れるようにしています。しかし、そこには一定の限界があります。

補習校では、新1年生に入学を希望する児童全員に対して個別面接を行っています。個別面接で面接官が「日常会話に不自由はない」と判断すれば基本的に合格です。一方、会話力や認知力について詳しく観察したいと考えた子供は、次のステップである模擬授業に参加してもらい、授業を模したやりとりのなかで、教師の指示が理解できているか、発問に積極的に反応し、学習に参加しようとしているか等について複数の試験官の目で確認することにしています。毎年、入学希望者のなかの数名に模擬授業を受けていただいています。その数は、年々増えつづけています。模擬授業の結果、国語科の1年生として受け入れ可という判定になる場合もあります。しかし、個別面接で1対1の対話が難しい子供は、授業場面でも、教師の発問を理解することができない等、合格判定に足る材料を探すことは困難です。



入学を記念して撮影した写真（平成20年度）

補習校の国語科新1年に入学をご希望になる場合には、家庭での親子・兄弟のふれ合いを通して、また、日本語での読み聞かせ等の言語活動を通して、さらには、必要に応じて、日本国内での生活体験の機会を与えるなどして、お子さんの日本語力を日常会話に不自由を感じることのないレベルまで高めていただきますようお願いいたします。

次に途中入学を希望される場合についてお話ししま

す。この場合、入学を希望する学年に空席があることが受け入れの前提です。当該学年に空席ができた場合、願書の受付順に面接考査のご案内をいたします。面接考査では、当該学年で学習するにあたっての素地があるか否かを判定するテストに加え、面接を行うことで子供の意欲・関心、態度等も含めて総合的に判定を行います。

本校の場合、小学校3年生以上の国語科には、日本と同じ進度で学習を進める「標準コース」と標準コースの半分の速度で学習する「ゆっくりコース」があります。2008年現在、小学4年生の標準コースは、4年生の教科書を学習中ですが、ゆっくりコースの場合、3年生の教科書を学んでいます。3年生以上の場合は、面接考査の結果、「標準コースのご希望には添いかねますが、ゆっくりコースでしたら受け入れ可能です」という結果がでる場合もあります。

国語科への途中入学の際に行うテストは、本校の児童生徒が毎年、あるいは学期毎に実施している標準学力検査と同じものを使用しています。テストである一定の成績を修めていただくことは、もちろん大切ですが、最も重要なことは、学年相当の日本語力が身につけていることです。テストの結果、漢字や言葉については、比較的よくできているものの、文意を読み取る問題ができていない子供や、たどたどしい音読しかできない子供に出会うことも希ではありません。そのような子供たちは、テストである一定の成績を修めたとしても、日本語学習の素地があるという判定にはなりません。日本での生活経験や学習経験が少ないお子さんにこのようなケースが見られることが多いのですが、基本的に日本の学校で学習してきたお子さんが不合格となる場合もあります。特に、低学年で現地校や国際校に入学し、しばらく日本語から遠ざかっていたお子さんにこの傾向がみられるようです。子供は、言語に対して柔軟で、外国語環境に浸ることによって言葉を自然のうちに身に付けていくと考えられていますが、外国語の環境に浸った場合、その分だけ日本語が抜け落ちていっていることもあることに留意すべきです。

おわりに

これまで学習指導要領に即した学習を行うことが簡単ではないことを中心に述べてきました。しかし、ご家庭における関わり方や努力によっては、日本語も他言語も標準的なレベル以上の成果を修めることも可能です。

来月は、バイリンガル教育の研究に携わる方々の研究成果に学びながら、バイリンガルを育てるために必要なこと、特に、母語育成のために家庭で行うべきことについて考えてみたいと思います。